

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	28	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他()		
要望項目名	公害防止用設備に対する課税標準の特例（15条3項関係）		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する以下の公害防止施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置。</p> <p>・特例措置の内容 以下の施設等に係る固定資産税の課税標準の特例について、適用期限を延長する。</p> <p>① 汚水又は廃液処理施設</p> <p>各設備の特例率は以下の通り。</p> <p>①：1/6</p>		
関係条文	地方税法附則第15条3項、地方税法施行令附則第11条、地方税法施行規則附則第6条		
要望理由	<p>公害防止対策については、昭和40年代に比べて環境基準達成率が改善するなどの成果を収め、公害防止対策先進国として諸外国からも高い評価を得ているところ。しかしながら、第7次水質総量削減への対応、暫定排水規制の見直しなど今後も対策を講じるべき分野は数多い。また、最近の環境に対する国民の意識は非常に高くなっており、事業者はこれまで以上に高度な公害防止対策を講じる必要性に迫られている。事業者の一層の環境負荷物質対策を促進し、産業公害の防止及び良好な生活環境の保全を図るためには、事業者の公害防止施設の設置に対する経済的負担を軽減する本制度の延長が必要不可欠である。</p>		
減収見込額	(22年度見込)：668.1 (単位：百万円)		
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 公害防止用設備の特別償却制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資、補助金その他 日本政策金融公庫による政策金融制度
	22の年度要望	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資、補助金その他 日本政策金融公庫による政策金融制度
過去の要望経緯	別紙参照		
本要望に対応する縮減案			